社会福祉法人梵珠福祉会

理事、監事及び評議員の報酬等に関する規程

理事、監事及び評議員の報酬等は、社会福祉法人梵珠福祉会定款第８条及び第２１条に定めるとおり無報酬とする。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。